

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和4年9月12日(2022.9.12)

【公開番号】特開2021-16738(P2021-16738A)

【公開日】令和3年2月15日(2021.2.15)

【年通号数】公開・登録公報2021-007

【出願番号】特願2019-135813(P2019-135813)

【国際特許分類】

A 63 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 63 F 7/02 320

【手続補正書】

【提出日】令和4年9月2日(2022.9.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

可変表示を行い、遊技者にとって有利な有利状態に制御可能な遊技機であって、所定条件が成立したことに基づいて、対象の可変表示が前記有利状態に制御される期待度を示唆する所定示唆演出を実行するか否かを決定する決定手段と、

前記決定手段の決定結果に基づいて、前記対象の可変表示より前に実行される可変表示から該対象の可変表示に亘って所定発光手段を発光させる前記所定示唆演出を実行する所定示唆演出実行手段と、

前記所定発光手段の発光態様を決定する発光態様決定手段と、

前記有利状態に制御されることを示唆する有利示唆演出を実行可能な有利示唆演出実行手段と、

前記有利示唆演出が実行される前に前記有利示唆演出が実行されることを予告する準備演出を実行可能な準備演出実行手段と、を備え、

前記所定発光手段は複数備えられ、前記発光態様決定手段で決定した発光態様に応じて発光する順番が異なり、

前記所定示唆演出実行手段は、

前記決定手段が前記所定示唆演出を実行しないと決定した対象の可変表示において、前記所定発光手段を消灯させる処理を行い、

前記決定手段が前記所定示唆演出を実行すると決定した対象の可変表示において、前記所定発光手段を発光させる処理を行い、

前記有利示唆演出は、第1有利示唆演出と、該第1有利示唆演出とは異なる第2有利示唆演出と、該第1有利示唆演出および該第2有利示唆演出とは異なる第3有利示唆演出とを含み、

前記準備演出は、前記第1有利示唆演出が実行されることを予告する第1準備演出と、前記第2有利示唆演出が実行されることを予告する第2準備演出とを含み、

前記第3有利示唆演出、前記第1準備演出および前記第2準備演出は、同一期間に並列かつ互いに独立して実行可能であり、

前記第1準備演出および前記第2準備演出のいずれかが実行されているときよりも、前記第1準備演出および前記第2準備演出のいずれも実行されていないときの方が、前記第3有利示唆演出が実行されやすい、

30

40

50

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0003

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0003】

従来、遊技機として、有利状態に制御されることを示唆する示唆演出と、示唆演出が実行される前に示唆演出が実行されることを予告する準備演出とを実行可能に構成されたものがある。例えば、特許文献1には、保留表示を変化させる矢を保留表示の周辺でストップ(表示)する演出が記載されている。

10

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

【特許文献1】特開2017-131277号公報

20

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

しかしながら、特許文献1に記載された遊技機では、期待度を高める演出の実行中に他の演出が実行されることで、却って興趣が低下してしまうおそれがある。

30

【手続補正 5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

そこで、本発明は、好適に興趣を維持することができる遊技機を提供することを目的とする。

【手続補正 6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

40

(A) 上記目的を達成するため、本願発明に係る遊技機は、可変表示を行い、遊技者にとって有利な有利状態に制御可能な遊技機であって、所定条件が成立したことに基づいて、対象の可変表示が前記有利状態に制御される期待度を示唆する所定示唆演出を実行するか否かを決定する決定手段と、前記決定手段の決定結果に基づいて、前記対象の可変表示より前に実行される可変表示から該対象の可変表示に亘って所定発光手段を発光させる前記所定示唆演出を実行する所定示唆演出実行手段と、

前記所定発光手段の発光態様を決定する発光態様決定手段と、前記有利状態に制御されることを示唆する有利示唆演出を実行可能な有利示唆演出実行手段と、

50

前記有利示唆演出が実行される前に前記有利示唆演出が実行されることを予告する準備演出を実行可能な準備演出実行手段と、を備え、

前記所定発光手段は複数備えられ、前記発光態様決定手段で決定した発光態様に応じて発光する順番が異なり、

前記所定示唆演出実行手段は、

前記決定手段が前記所定示唆演出を実行しないと決定した対象の可変表示において、前記所定発光手段を消灯させる処理を行い、

前記決定手段が前記所定示唆演出を実行すると決定した対象の可変表示において、前記所定発光手段を発光させる処理を行い、

前記有利示唆演出は、第1有利示唆演出と、該第1有利示唆演出とは異なる第2有利示唆演出と、該第1有利示唆演出および該第2有利示唆演出とは異なる第3有利示唆演出とを含み、

前記準備演出は、前記第1有利示唆演出が実行されることを予告する第1準備演出と、前記第2有利示唆演出が実行されることを予告する第2準備演出とを含み、

前記第3有利示唆演出、前記第1準備演出および前記第2準備演出は、同一期間に並列、かつ互いに独立して実行可能であり、

前記第1準備演出および前記第2準備演出のいずれかが実行されているときよりも、前記第1準備演出および前記第2準備演出のいずれも実行されていないときの方が、前記第3有利示唆演出が実行されやすい、

ことを特徴としている。

さらに、(1)上記目的を達成するため、本願発明に係る遊技機は、

可変表示を行い、遊技者にとって有利な有利状態に制御可能な遊技機(例えばパチンコ遊技機1など)であって、

所定条件が成立したことに基づいて、対象の可変表示が前記有利状態に制御される期待度を示唆する示唆演出を実行するか否かを決定する決定手段(例えばステップ085AKS005の処理を実行する演出制御用CPU120など)と、

前記決定手段の決定結果に基づいて、前記対象の可変表示より前に実行される可変表示から該対象の可変表示に亘って所定発光手段を発光させる前記示唆演出を実行する示唆演出実行手段(例えばランプ演出を実行する演出制御用CPU120など)と、

前記所定発光手段の発光態様を決定する発光態様決定手段(例えばステップ085AKS008の処理を実行する演出制御用CPU120など)と、を備え、

前記所定発光手段は複数備えられ、前記発光態様決定手段で決定した発光態様に応じて発光する順番が異なり(例えばステップ085AKS008にて決定した点灯順序で発光させるなど)、

前記示唆演出実行手段は、

前記決定手段が前記示唆演出を実行しないと決定した対象の可変表示において、該対象の可変表示よりも前に実行される可変表示において前記所定発光手段が発光しているか否かに関わらず、前記所定発光手段を消灯させる処理を行い(例えばステップ085AKS021の処理を実行するなど)、

前記決定手段が前記示唆演出を実行すると決定した対象の可変表示において、該対象の可変表示よりも前に実行される可変表示において前記所定発光手段が発光しているか否かに関わらず、前記所定発光手段を発光させる処理を行い(例えばステップ085AKS021の処理を実行するなど)、

さらに、

前記有利状態に制御されることを示唆する有利示唆演出(例えば、保留表示予告演出やタイマ演出、チャンス目予告演出など)を実行可能な有利示唆演出実行手段と、

前記有利示唆演出が実行される前に前記有利示唆演出が実行されることを予告する準備演出(例えば、保留表示予告準備演出やタイマ準備演出など)を実行可能な準備演出実行手段とを備え、

前記有利示唆演出は、第1有利示唆演出(例えば、保留表示予告演出)と、該第1有利

10

20

30

40

50

示唆演出とは異なる第2有利示唆演出（例えば、タイマ演出）と、該第1有利示唆演出および該第2有利示唆演出とは異なる第3有利示唆演出（例えば、チャンス目予告演出）とを含み、

前記準備演出は、前記第1有利示唆演出が実行されることを予告する第1準備演出（例えば、保留表示予告準備演出）と、前記第2有利示唆演出が実行されることを予告する第2準備演出（例えば、タイマ準備演出など）とを含み、

前記第3有利示唆演出、前記第1準備演出および前記第2準備演出は、同一期間に並列して実行可能であり（図12-11（A1）,（A2）参照）、

前記第1準備演出および前記第2準備演出のいずれかが実行されているときよりも、前記第1準備演出および前記第2準備演出のいずれも実行されていないときの方が、前記第3有利示唆演出が実行されやすい（例えば、図12-10参照）

ことを特徴とする。

10

20

30

40

50